

第六十八回 参議院文教委員会會議録第五号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日) 午前十時十二分開会

常任委員会専門員 渡辺 猛君

出席者は左のとおり。

委員長 大松 博文君

理事 久保田藤麿君 楠 正俊君 宮之原貞光君 安永 英雄君

委員

金井 元彦君 志村 愛子君 内藤三郎君 中村 登美君 永野 鎮雄君 濱田 幸雄君 二木 謙吾君 宮崎 正雄君 秋山 長造君 片岡 勝治君 鈴木美枝子君 内田 善利君 萩原幽香子君 加藤 進君

國務大臣

文部大臣 高見 三郎君

政府委員

文部政務次官 渡辺 栄一君 文部大臣官房長 井内慶次郎君 文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君 文部省管理局長 安嶋 彌君

事務局側

本日の會議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言願います。 ○片岡勝治君 今回出されました国庫負担法の一部改正に関連いたしました、公立文教施設全体について若干質問をしたいと思います。

なお、この問題につきましては、昨年の九月九日の文教委員会におきまして同じような問題を取り上げまして、大臣が外部省の皆さんに見解をお伺いしたわけであり、当時は、たまたま文部省が四十七年度予算を要求した時点でありまして、私も、その要求しておる内容については、おおむね妥当なものである、ぜひそういう線で実現をしていただきたい、こういうことを強く期待をしていただいております。この時点で、すでに予算も成立をいたしました、その内容を見ますと、まあこの法律は、この部分だけ取り上げて申し上げるならば、文部省側の努力の成果であるといふことを私は率直に認めるわけであり、すけれども、しかし、文教施設整備に関する全体をながめてみますと、実は大きな失望を感じるわけであり、昨年九月九日における文部大臣の非常に強い決意にもかかわらず、この程度に終わってしま

まったというところを、たいへん残念に思うわけであり、しかし、これは大臣だけの責任ではなく、政府全体の一つの政治姿勢のあらわれであり、私は、私はたいへん残念に思うわけであり、特に、昨年のドルショック以来、国の政治の方向を、産業優先あるいは生産優先、そういう政策を転換して、福祉政策だ、あるいは住民福祉だ、そういうものを優先する政策に転換して、いくというところを、総理外政府の見解としてたびたび表明されておるわけであり、それだけに、私は、その具体的なあらわれは特に教育予算の上、あるいは、あるいはこうした法律案の改正の上、もっと明確に示されるべきであったし、そういうことを強く期待しておったわけであり、そういうことを政策の転換が必ずしもできていないということ、指摘せざるを得ないわけであり、そういう角度から具体的に質問をしてみたいと思っております。

第一番目に、公立文教施設の整備計画というものが昭和四十四年から第三次五カ年計画として今日まで続けられてきたわけであり、けれども、その進捗状況はどういうことになっているのか。さらにまた、当初第三次五カ年計画が立案をされたときの状況と、その後三カ年すでに経過して四年目に入っているわけであり、けれども、過疎の一そのの激しさ、あるいはまた過密の一そのの激しさ等、当時の状況とは相当変化を来したおるわけであり、したがって、それらに対応した整備計画というものが手直しされていかるべきである、そういうふうには私は感ずるわけであり、すが、これらの点について、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(安嶋彌君) 現在の公立文教施設整備五カ年計画は、ただいま御指摘がございましたように、四十四年度から四十八年度にわたる五カ年

計画でございます。当初私どもが計画をいたしました全体面積は千六百六十七万平方メートルでございますが、今日までのところ整備を予算上いただきましたものが千四百五十九万七千平方メートルでございます。全体の達成率は八七・七パーセントでございます。残り面積は、比率にいたしましたら一三・三パーセントでございます。個々の小学校校舎整備、あるいは中学校校舎整備、屋体、統合、危険、それそれの項目につきましては、ほぼ目的を、目的と申しますか、予定の量を消化した事項もござい、ますし、まだ七〇パーセントとどまっておりますという事項もござい、ますが、全体といたしましては八七・七パーセントという達成率でございます。

そこで、ただいまも御指摘がございましたように、その後の人口の問題、都市集中によるいわゆる過密の問題、また、それとらには関係におきまする過疎の問題等に件いまして、この公立文教施設の全体計画につきましても、やはり改定の時期にまいっているというふうにも考えております。ただ、御指摘もございましたように、年次計画といたしましては、まだ一年度残しておるわけでございますが、事態がかなり変わってきておるといふことでもござい、ますので、この辺でひとつ改定の作業を始めたいというふうにも考えております。

○片岡勝治君 第三次五カ年計画についていま御報告を受けましたけれども、そしてさらに改定の作業を始めたいと、こういうお話であります。そこで、改定の方角ですね。つまり、あと残っておりますのが四十七年度、四十八年度二カ年であり、ますので、第三次五カ年計画の二カ年を補正していくということが素直に考えますところの改定になると思っております。が、しかし、もう一方、こと、来年、あるいは今後のさらに五カ年ぐらゐをあわせて一つの新しい年次計画というものを立て

たとえば、屋体などは、二分の一にするのが当然なことだと、来年はこの方向に向かって進んでいきたいと思っております。御指摘の点は私は全く同感でございます。今後ともよろしく御援助をお願いしたいと思います。

○片岡勝治君 この資料によりまして概算をいたしますと、小学校七千四百一十一教室が不足をしておるといふことで、かりに一教室四十人の子供が入るといふことを考えてみますと、約三十万人の小学校の生徒は教室がない、そういうふうになるわけであります。また、中学校を同じように一クラス四十人平均と考えば、これまた六万人、合わせて小中三十五、六万人の子供たちの教室がない、これを端的にあらわしていると思うわけであります。私は、こうしたことを見まして、国の政治の姿勢、具体的には、予算の使い方については、ものが言えない子供たちの立場に立つて、もつとあたたい施策を立てるべきである、こういう点については、ほんとうに重大な決意を持って対処していただきたいということをお望み願うわけであります。

次に、危険校舎の問題について、同じような立場から質問をしていきたいと思うわけであります。先ほどの第二表を見ますと、要改築面積が小学校の場合には三百三十五万五千平米、下の「注」を見ますと、「要改築面積とは、構造上危険な状態にあるもので改築の国庫負担の対象となる面積である。」つまり、国庫負担の対象となる面積が三百三十万平米であるということでありまして、国庫負担の対象にならない面積がこのほかに相当あるということは政府のほうの資料で見ましても明らかになっております。つまり、危険校舎面積全体で小学校の場合には五百五十二万平米、それだけが危険校舎であつて、そのうち国庫負担の対象になるのが三百三十万平米と、こういうことになっておるわけであります。これが四十六年度の調査であります、そのうち四十六年度では百二十万平米が予算に計上されておるわけであります。同じように考えてみますと、つまり、三百三

十萬平米の要改築面積のうち、百二十万平米が四十六年度で改築をされたというふうになり仮定いたしますと、なお二百三十万程度の危険校舎があると、こういうことになると思つておられます。そういうふうなことも理解してよろしくうございませうか。

○政府委員(安嶋彌君) そのとおりでございます。御参考までに、数字を申し上げてみたいと思つて、小学校の校舎、屋体、寄宿舎を含めまして、四千五百点以下の面積は六百二十二万平米でございますが、いわゆる資格坪数と申しますのが三百八十七万平米ということでございます。中学校は、危険な面積の総体は、これは四千五百点以下でございますが、百五十九万平米でございますが、いわゆる資格面積が百二十万平米ということでございますから、この資格面積以上にかんがりの要改築面積、現在保有しておる面積の中の要改築面積があるということは事実でございます。この辺のところは、国庫負担の基準面積をどう考えていくか、どう改めていくかという課題にならうかと思つておられます、その点は新しい五カ年計画を設定いたします場合の重要な課題の一つとして検討してまいりたいというふうな考えておられます。

○片岡勝治君 これも、先ほど申し上げましたような考え方からすれば、たいへん無責任政治の象徴ではないかというふうには私には考へるわけであります。つまり、文部省自身が基準をつくりまして学校をそれぞれ調査した結果、ここにあらわしておる要改築面積、危険校舎をそれぞれ数字で出しておるわけでありまして、本来ならばその時点で改築をしなければならぬ校舎だらう、その時点で、にもかかわらず、それに見合う予算がつけられないうち、もちろん、これは大臣がいまお話しがあらうとしたとおり、国が全額負担ということではありませぬから、地方負担という一つの隘路もないわけではありませぬ。しかしながら、少なくとも危険校舎が相当数残されて、それが次年度に送られて、しかも新しい危険校舎がどんどん出てくる

わけでありませぬ。どこかでこれは断ち切つて、新たに発生した危険校舎はその年度で、おそくもその年度で調査した結果危険校舎と判定されたものは次年度で全部改築を完了するということではなければ、これはたいへんな問題になるだらう。まあ幸いにしてそうした大きな事件がないということはいへんしあわせでありますけれども、不幸にしてそうした事態がもし発生したとするならば、これはたいへんな政治的責任を負わざるを得ないと思つておられます。そうした考え方からすれば、これは危険校舎は少なくともこの一、二年で全部解消するぐらゐの強い決意を持たなければたいへんな問題だらうというふうな考へますが、そうした点についても一度お考えをお聞かせ願いたいと思つておられます。

○政府委員(安嶋彌君) 基本的には、片岡先生おっしゃるとおりだと思つておられます。が、この危険校舎改築の問題につきましては、ほかにもいろいろ問題点がございませぬ。一つは、先般衆議院の文教委員会におきましてこの法律案についての附帯決議があつたわけでございませぬが、その中におきまして、危険校舎改築についての補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるべきだという御趣旨の内容が盛り込まれておられます。

もう一つは、かねての懸案といたしまして、耐力度点を四十五点では低過ぎるので、五十五点まで引き上げるべきであるという御要望もございませぬ。耐力度点を四十五点から五十五点に引き上げますと、その時点で、推計でございませぬが、百七十八万平米の事業量が増加するわけでございませぬ。危険坪数だけで申し上げますと、つまり基準面積をこえる危険坪数まで含めて申し上げますと、その面積は二百五十四万平米ということでございます。そうした問題をどう扱つていくかというふうなこと、それからそこまで一斉に耐力度点を上げないまでも、大都市における震災対策上の観点から大都市における木造校舎につきましては特に五千点の特例を認めるとか、あるいは大都市における鉄筋建物につきましても震災対

策上特例を認めるとか、あるいは特殊教育諸学校、あるいは豪雪地帯の木造建築につきましては特例を認めるとか、そういういろいろな問題があるわけでございませぬ。私どもの基本的な考へ方といたしましては、この危険校舎の改築につきましては問題点がいろいろありますが、しかし、やはり一番優先すべきことは、この四千五百点以下のいわゆる要改築面積をすみやかに解消するというところでまいつておるわけでございませぬが、将来もやはり基本的にはそういう立場に立ちながらさらに前向きな形でたいへん申し上げましたような問題もあわせ検討してまいりたいというふうな考へておられます。

○片岡勝治君 たいへん緊急な課題でありまして、危険校舎が次年度に送られるということには、私は道義的に許されざることだらうというふうな思つておられます。この表を見ますと、盲学校、聾学校、養護学校にすら危険校舎が、全体の数からすれば少ないわけでありませぬけれども、しかし、こうしたたいへんお気の毒な子供たちの校舎にすら危険校舎が三十三万平米ぐらゐですかあるわけであります。私はこういう数字を見ますと憤りさえ感ずるわけであります。こうした盲、聾、養護学校の危険校舎については、追加予算をしても、あるいは、いま補助率の引き上げ等のお話がありませぬけれども、補助率を引き上げる特例なり、そういう法律案を出してもこれはことしじゆうに改築をしてあげることが出来ると思つておられます。この点、ひとつ文部省としても強力に推進をしていただきたい。こうした問題については、大蔵省といへども、決して、予算を削り、補助率をさらに改訂することに抵抗するということはないであらう。もしそういうこととあるとすれば、これはひとつ国民の前に大いに公表していただきたい、ほんとうに人道的な立場に立つた政治、政策予算というものをぜひ樹立をしていただきたい、このように考へるわけであります。

うことでございます。

○片岡勝治君 学校図書館法によって位置づけが明確にされておる以上、まあ特別教室という名稱については若干問題があるかと思ひますけれども、当然これは一〇〇%補助対象にすべきであらう。もしそういうことをしなければ、文部省で法律では明確にしておきながら、補助はいたしません、まあ全然していないということでもない。そうでありませうけれども、ある程度の補助という程度では、これは法律の趣旨に沿わないと思ひます。これはあなたのほうのいわゆる施行令の問題でありますから、ひとつ一〇〇%図書館、さらには、いまちょっとお話が出ましたように、教育の高度化といひますか、そういう関係から視聽覚教育その他の教育の領域が広まっておりますから、それにこたえる施設というものをつくつてやるべきであらう。そういうふうな、補助対象の拡大について一段の努力をしていただきたいと思います。

次に、超過負担の問題でありますけれども、これもいままですいぶん論議もされ、私も昨年九月のこの委員会において文部省にその改定を強く希望してきたわけでありませう。あるいはまた、本会議等におきましても、さまざま角度からこの超過負担の解消を強く要求してきたところでありませう。知事会の昨年の調査によりますと、市町村が小学校校舎の鉄筋を建築する場合の一平米当たりの平均建築費の実績単価は三万九千五百二十一円であるのに対して、補助基準単価は三万二千九百円であり、六千五百二十二円の超過負担を負わされ、率にして一八・七%になっておる。また、屋内体育館、鉄骨を新増築する場合においても、一平米当たり平均実績単価三万三千五百九十二円に對し、補助単価二万七千九百円、五千六百九十八円の超過負担になっておる、このように指摘をされておりました。そして、全体の超過負担の額は膨大な数字になっておるといふようなことが指摘をされております。今回の改定によりまして、資料ナンバー一「昭和四十七年度公立文教施設整備

費予算案事項別表」というのがございまして、その一番下段に「参考」として小中学校の単価の改定が書かれております。すなわち、校舎の鉄筋の場合に三万六千円が三万八千六百円と六・九%の増加率になっておるといふことで、若干の改定が行なわれております。しかし、私は、昨年この問題を指摘した場合には具体的な数字を申し上げました。そして、超過負担が出てくるいろいろな要素も私自身としては承知をいたしておりましたけれども、しかし、約一百万円の実績単価と補助単価の開きがあるということも現実でございまして、この程度の改定ではとても及びもつかない数字ではないかというふうな私には考へるわけでありませう。この六・九%の引き上げの根拠とでもいふべきものがありませんれば、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 六・九%引き上げの根拠でございますが、まず、建築物の上昇率でございませう。これが鉄筋の場合が六・六%、鉄骨の場合が七%、木造の場合が四・六%ということでございます。内容が資材費と労務費でございます。資材費は、日銀の卸売物価指数、東京の卸売物価指数によっておられます。労務費につきましては、労働省の「毎月勤労統計月報」の中の建設業の生産労働者の給与の単価の上昇率を見ておられます。このほか、建築基準法の施行令が改正になっておりました、鉄筋コンクリートに巻きます鉄筋の幅が狭くなっておりました。そういう関係で単価が若干上がっておりますが、そういうものを加味いたしまして、ただいま申し上げましたような単価のアップ率ということにいたしましたわけでございます。

○片岡勝治君 とういいたしますと、つまり、超過負担の解消ということではなくして、実質的に建築費、労務費等の値上がり分だけが増加をされたといふことであつて、そういうことで、いままでの超過負担のまあ制度的と言つちやちよつと語弊がありますが、そのよつて来たる内容の改定にはなつていないといふふうな理解をする

わけですが、そういうふうな考へてよろしゅうございませうか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、物価の上昇率が、先ほど申し上げましたように、六%程度というところでございませうが、これは私も過去三カ年における物価の上昇率をとつたわけでございますが、対前年度一年度の物価上昇率をとりますと、三%程度ということでございます。したがしまして、ある程度超過負担の解消にも役立っているとは思ひますが、しかし、四十五年度の調査によりますと、実績単価と補助単価のズレは、鉄筋の場合が二一・六%、鉄骨の場合が二二%、木造の場合が二二%と、かなり大きな実績単価との開きがございませう。これが先年から先般も御指摘がございませう。超過負担の一つの要素にならうかと思ひますが、この点につきましては、本会議、予算委員会等で御答弁を申し上げておりましたが、関係各省と共同いたしまして超過負担の実態調査をいたすことになつておりました。去る五月の十七日に、警察庁、文部省、厚生省、建設省、大蔵省、自治省の連名を持ちまして、各都道府県知事に超過負担の実態調査を依頼いたしております。六月六日までこの書類をまとめまして、六月の下旬に現地調査をやりたい、そして四十八年度予算の編成の資料にしたい、こういう作業がただいま進行中でございませう。実態が明らかになりましたならば、さらにこの問題の解決に積極的に取り組んでまいりたいといふふうな考へます。

○片岡勝治君 これほど超過負担が騒がれておられるが、いまごろ実態調査ということについては、私もたいへん不満でありますけれども、まあしかし、私もういへん実態がつかみ得ていないとすれば、これはおそきに失しながら早急にやらざるを得ないと思ひます。昨年この問題について私があなたに質問をしたときに、あなたのほうからこういうお答えがあつたわけですが、つまり、超過負担の要素にはいろいろあるけれども、その一つの理由としてこういうふうな発言されました。「現行

単価でございませうと、モルタルを塗りつばなしといふことになっておりますが、実際の学校におきましては、これはビニール等が張られておるわけでございます。」と、そういうところで超過負担単価の差があるのだ、こういうことでありませうが、現在も、これは一つの例ですけれども、つまり、学校の場合、鉄筋の場合には、コンクリートの塗りつばなしだと文部省が考へておられるけれども、自治体でそれをビニールを張る、ビニール分は市町村の全額負担ということになります。非常に具体的な例ですけれども、これはどういふことになつておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 単価改定上の要素といひましては二つあるわけでございます。一つは物価上昇に対応するといふものと、一つはその質的改善のものといふことでございます。物価の上昇に伴う分につきましては、先ほど申し上げましたように、ただいま先生がお読み上げになりましたような要求をいたしたわけでございますが、実はそれが認められませんでした、わずかに、質的改善分といつていいかどうかと問題があると思ひますが、建築基準法施行令の改正による安全度を高めるという部分のみがいわば質的改善分として認められ、その他のものはつきましては認められなかつたといふことでございます。そのときも御答弁申し上げましたように、標準設計を前提とした標準単価といふことでございますが、最近では全体の水準が上がつておることもございませうので、標準設計の内容といふものをやはり考へ直していかねければならないといふふうな観点から、まあ昨年申し上げたような要求をいたしたわけでございますが、遺憾ながらこれが認められなかつたといふことでございます。今後とも努力してまいりたいといふふうな考へます。

○片岡勝治君 この国庫負担制度は、もちろん財政的な援助といふことが大きな目的であると同時に、もう一つの側面としては、行政水準といひますか、具体的にはこういう施設の質的な向上とい

は望ましいものではないという事は申し上げるまでもないこととございまして、ただ、前年に比べますと、たまえみそのことを申し上げて恐縮ですけれども、非常に進歩しておるといふことだけはお認め願いたい、また、今後ともっと充実させなければならぬという決心でおることも御理解を願いたい、かように思います。

○片岡勝治君 いまの答弁を聞いて、これはおそろしく久留米市の市の関係の方が出された記事だろうと思ひますが、ああ、そうか、これで安心だというわけにはまいらぬと思ひます。

そこで、過疎地域対策緊急措置法というのがございまして、これは過疎の地域におけるいろいろな行政水準を高めるため、他の負担率に上回ってその補助率を高めていこう、こういう趣旨でこの法律ができております。その中に、いわゆる過疎地域の学校の統合によって不足する教室に対しましては三分の二の補助ということになっております。

私は、過疎地域もまた過密地域も同じようなうらららの日本の今日の状況ではないのか。つまり、過疎を生み出したのは一方において過密を激化させていくこととあります。過密が激しくなるといふことは、一方において過疎をふやしていくといふこととあり、したがって、これに対する施策というものはやはり両方考えていかなければならぬと思ひます。過疎に対しまして三分の二の学校補助ということがあれば、同じような現象である過密に対しても三分の二補助ということがあつてしかるべきである。しかも、これは、こうした一つの制度をつくることによつて国の負担が恒常的になるということではなかなか困らうと言わぬわけでありまして、しかし、この過密現象はもう三十年も五十年も続くわけではなからうかと思ひます。そういう一定の年限、時点のいわば特異な現象でありまして、それに対して、過疎に対して緊急措置法によつて救

うといふことであれば、過密に対しても暫定的な特別の法律をつくつてその補助率を過疎並みの二分の一から三分の二にするといふことを考えるべき段階ではないのかといふふうに考えるわけでありませぬ。

これも昨年の文教委員会でも申し上げましたが、横浜の例を出しまして、今後六年間に十六万人の生徒児童がふえる。これを収容するには、なんと百六十の学校を建てなければいけない、今後六年間に、これはまさに天文学的な数字になるわけでありまして、これは何も横浜だけではない、大都市あるいはその周辺はそれそれたいへんな苦しみ味を味わつておるわけでありまして、これに対する特別措置を考えるべきである、こういうふうにお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 私どももお話のとおりに考えまして、四十七年度の概算要求におきましては児童生徒急増町村に対しましては三分の二の補助を要求いたしました。遺憾ながらこれが認められなかつたといふこととございまして、ほかに、各省の関連といたしましては、厚生省の保育所等とございまして、あるいは尿管、じんあい、上下水道等との関連もございまして、あわせて三分の二の補助を要求いたしましたわけとございまして、成功しなかつたといふこととございまして、お考えは全く私どもも同じとございまして、今後ともそういう方向で努力をしてみたいといふように考へております。ただ、実質的には、先ほど申し上げましたように、小学校の三分の一が二分の一に上がったといふことによりまして、ある程度の措置が講ぜられたかといふふうに考へております。

○片岡勝治君 最後に、今度の法律改正によつて、養護学校の補助率が二分の一から三分の二に改定された。この点については、たいへんけっこうであると思ひます。文部省の努力は多とすわけとございまして、これもいよいよ未設置県ですが、現在養護学校のないといふ県をどこかで聞いたんですが、もしそういうことであれば、そ

の未設置県はどこか、つまり、何校がどの県かといふことをちよつとお答えをいただきたい。

○政府委員(安嶋彌君) 精薄の未設置県が二十三県、病弱の未設置県が二十七県とございまして、若干のダブリもございしますが、精薄の一個々の府県名を読み上げましょうか。

○片岡勝治君 もう一度質問し直します。未設置県といふのは一番最後の表に出されておりますが、「未設置県の状況」といふところで、「精薄の養護学校だけ未設置の県」が七県とありますね。つまり、この七県に対しては、精薄の学校を建てなさい、そこで三分の一補助をしましょう、こういう意味ですか。

○政府委員(安嶋彌君) 三分の二の補助をするといふことが本来の意味でございまして、ただ、その未設置県といふ場合、何を未設置県とするかといふ問題がございまして、全然ないといふ県が未設置県であることはもちろんでございますが、たとえば肢体不自由児の養護学校の分校として精薄のたとえれば学級があるといふような場合は、私どもは、それは設置されておるといふ実態とは認めないで、それも未設置県といふふうに考へていきたいといふふうに考へます。それから現に形の上では設置されておるけれども、それが整備の途上にあるといふようなところも、未設置県に準ずるものとして扱つていきたいといふふうに考へておりました、ややそのところは幅広く考へていきたいといふふうに検討いたしております。

○片岡勝治君 その未設置県の設置について三分の二といふことはわかりました。そうすると、この三分の二といふものは、養護学校をすでに設置しておる県が、今後もう一つ建てたい、もう一つ建てたいといふような場合には、適用されないわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) さしあたりはそういうふうにお考へておられますが、将来の課題といたしましては御指摘のような問題が確かにあるかと思ひます。特に大府県におきましては、数校なければ実際の要求を満たさないといふところがあるわけ

ございまして、そういう点は今後の課題として検討してまいりたい。さしあたりは未設置県の解消に力を尽くしていきたいと、こういうこととございまして。

○片岡勝治君 文部省の方針は、養護学校の義務教育化といふことが大きな柱となつておるわけですから、そういうことと、今日の養護学校の数からすれば、とてもじゃないけれども義務化といふことは遠い話になつてしまふ。したがって、義務化を推進するといふことは、端的に申し上げるならば、校舎を建てるばかりが義務化とは思ひませんけれども、やっぱり一番基本になるのは学校の施設であらうと思ひます。したがって、三分の二の補助をもうした面で大いに推進していただかなければ、義務教育化といふことは不可能だらうと思ひます。これはもう膨大な数、小学校や中学校のような数にはならぬと思ひますので、新しく新設をする場合に、もうすでに設置しておる県ではあつても三分の二の補助をすべきであると、私は強く考へるわけとすけれども、もう一度この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) さしあたりは、この資料の五ページにもございまして、三十四県における未設置県の解消をはかりたいといふこととございまして、その次といたしまして、次と申し上げますが、それと一体といたしまして、執行上この未設置県を幅広く考へていききたいといふことを申し上げます。適用県が四十二県、六十五校といふ数が出てまいります。ただいま片岡先生御指摘の問題は、さらにそのもう一つ先の問題とございまして、私もはいま申し上げましたこの二つの問題の解決を当面の課題としていきたい御指摘の第三番目の点は、今後の検討課題として努力をいたしたいといふこととございまして。

○片岡勝治君 なおこうした問題についてさらにお尋ねをしたいことがたくさんあるわけでありませぬけれども、時間の関係がありますので、他は留保しておきまして、一応私の質問はこれで終わら

第七

せていただきます。

○鈴木美枝子君 祖国復帰しました沖繩に、五月十五日の前の日、五月十四日から行って参りました。大臣は、沖繩には、五月十五日を境にして、以前、以後、いらっしゃいましたか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、残念ながら、まだ行く機会を得ておりません。

○鈴木美枝子君 ぞひ、大臣みずから、これは沖繩のことばかりじゃなくて、本土とのかかわりあいの中で沖繩のことは重要なことだと思っておりますので、ぞひ大臣自身がいらっしゃいまして、各学校をごらんになっていただきたいと思っております。

そして、私が回りました学校、あの有名な基地のある——基地があるのではなくて、基地の中にある中学校、小学校を回ってまいりましたので、けれども、沖繩の公立学校施設についてどのような予算措置を講じていられるのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 沖繩の公立学校施設の現況でございますが、校舎の充足率は、本土の場合が九一・四％でございますが、沖繩の場合が六二・三％という状態でございます。それから屋内運動場は、本土の場合七〇・三％でございますが、沖繩の場合は二二・五％とわけて低率でございます。

それから沖繩の学校施設の整備につきましては、昭和四十年以来、日本政府の援助といたしまして逐年補助をいたして援助してまいりましたわけでございますが、本年度からはもちろん国の予算といたしまして正規に補助金を計上いたしましたわけでございます。五月十五日以前の分につきましては、これは沖繩に対する援助費ということで組んでおりますが、五月十五日以後の分につきましては、国内法における補助金ということで予算を積算いたしておるわけでございます。

沖繩の高等学校施設の整備につきましては、五カ年計画を立てておりまして、四十七年度を初年度といたしまして五十一年度までの五カ年間で、ちまして沖繩の建物の整備率を本土並みに引き上げるといふ計画でございます。それは現在の本土

並みに引き上げるということではございませんで、本土も五十一年までの間にはもちろん前進があるわけでございますが、その本土が五十一年に達成するであろう水準にまで整備をまいりたいというふうな考えをしております。

それから沖繩のこうした整備を行ないますために必要な整備面積は、約六十一万平米ということでございます。

それから沖繩の特殊事情といたしまして、学校の校地が軍用接収されてその代替地を借りておる、その借りておる土地を買いたいというような要請がございますので、そうしたものに對してもある程度こたえることにはいたしております。

それから本土と同じように、沖繩におきましては児童生徒の急増という実態があるわけでございます。これを伴う用地の購入費に對しても補助をいたします。

大体こういう基本的な考え方でございます。給事業量といたしましては二百四十五億円、国庫負担額といたしましては百九十六億円を予定いたしております。これは全体計画でございます。四十七年度におきましては、事業量といたしまして九万九千平方メートルを予定いたしております。これは前年度に對しまして二八％の増でございます。

それから金額でございますが、総額で三十一億円、建物関係が三十億五千万円、土地関係が五千万円ということでございます。このうち、三億円は、この五月十五日以前のものとしていたしまして援助金という形で計上いたしております。金額は前年に比しまして四四％の増でございます。

それから本年度の事業量は九万九千平米でございますが、先ほど申し上げましたように、全体の要整備量といたしましては六十一万平米あるわけでございますが、事業量は年々一〇％増加をしております。ちょうど五年間で六十一万平米の総量が消化できるという計画にいたしております。次に、補助率でございますが、高率の補助とい

うことが基本でございます。一例を申し上げますと、小中学校の校舎、屋体に対する補助は従来四分の三でございますが、これを十分の九に引き上げるというような措置も講じております。それから建築の単価は、本土と同じ単価を用いております。

以上が、本年度予算におきまして私どもが沖繩関係の施設整備について講じた概要でございます。

○鈴木美枝子君 その予算をいつごろ施行なさいますか。

○政府委員(安嶋彌君) 現地からは早急に交付してもらいたいという要請がございますので、一日も早く施行したいというふうに考えております。

ただ、沖繩の教育委員会等におきましてはまだ事務に不慣れだというふうな点もあるかと思っておりますが、現地に人を派遣いたしましてそうした点の講習会をやる等の措置を講じてまいりまして、一日も早くこれを施行できるような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木美枝子君 市の中の学校の環境を御存じですか。

○政府委員(安嶋彌君) 沖繩の学校環境といたしまして私どもが把握をいたしておりますのは、やはり基地関係の問題でございます。騒音の問題、それから学校の周辺に演習場がある、あるいは学校の周辺にガソリンタンクがある、あるいは弾薬の集積所がある、あるいは学校構内の高圧線あるいは油送管、そうしたものが通っておるといふようなことで、騒音につきましては、これを防除し、あるいは学校を移転するとか、その他の教育的に見て好ましくないいろいろな事態が指摘されております。

以上、私どもが聞いております沖繩の現状でございます。

○鈴木美枝子君 それでは具体性が足りないと思っております。コザを中心にして、私が一つの例をあげますと、いま防音装置についておっしゃいましたけれども、あの有名な東洋一の飛行

場のある嘉手納村にありますが屋良小学校の例をあげさせていただきます。コザから行きますとバスに乗りまして四十分、東洋一の飛行場がある場所が四十分のところにあります。学校は窓が二重になっておりまして、校舎全体に防音装置のためという、本土のイメージをもって、沖繩へ行かない人にとっては、本土の防音装置とお思いになるでしょうけれども、防音の中の中におお思いになつたらよろしいのじゃないでしょうか。子供が防音ごうの中で学習している。ですから、窓一つとりまして、二重の窓で、空気が入らないわけですね。そういう状態をどういうふうにお変えになろうと思つていらっしゃいますか。

○政府委員(安嶋彌君) 防音の問題、基地騒音の問題でございますが、ちょっと経過を申し上げますと、昭和四十五年度の援助額といたしましては約六千万円、四十六年度の援助額といたしましては一億四千万円、これが沖繩北方庁の予算に騒音対策費として計上されておる予算額でございます。四十七年度は、本土復帰をいたしましたので、三億六千二百万円が防衛施設庁の予算として計上されておるわけでございます。沖繩におきましては防音工事は一九七一年以来行なわれておるわけでございますが、ただいま御指摘のようなそうした問題につきましては、今後は現地の実情もよく聞きまして、防衛施設庁と折衝をいたしまして、支障のないような方向で努力をいたしたいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 嘉手納飛行場と屋良小学校の間は二百メートルしかありません。いま防音装置だけを言いましたけれども、エンジンの調節のために百五十ホン以上の音が出るから、いままで二重窓でやっていたわけですが、本土と違っていて温度がものすごく高いところですから、夏になりますと三十二度、三十四度という温度の中で風も入らないところにある。人畜に危害を及ぼさないというのは、七十ホンの音、それが限度なんです。ですから、この付近の妊産婦の人は疎開します。鳥も卵を生まないといひます。妊産婦が疎

開するくらいですから、そういう場所の屋良小学校は、基地を除くか、空気を入れるようにするか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 沖繩におきます防音工事でございますが、これはただいまお話がございましたように二重窓にするといったような防音工事のほかに、御指摘のように、非常に暑いものでございますから、空調工事、冷房工事等も行なっております。何年程度にどこをやらしたかということはこの際省略いたしますが、御指摘のようになります問題はいろいろ残っております。防衛施設庁その他と折衝に当たりたいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 嘉手納飛行場を取り除くことができなければ、いまおっしゃいました冷房装置をいつごろまでにつくるか、御返答願います。

○政府委員(安嶋彌君) ただいまお答え申し上げましたように、非常に具体的な問題でもございまして、現地の実情をよく伺いました上で防衛施設庁と折衝したいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 じゃ、年月についてもっと間近かなところの日にちをい言うことはできませんか。

○政府委員(安嶋彌君) 個別の事情を全く知らないものでございますから、現地からよく聞きまして上で対処したいというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 現地へ行っていただきたいと思っております。大臣に行っていたらいいと思っております。

○国務大臣(高見三郎君) 私も、一度現地を十分拝見したいと考えております。

○鈴木美枝子君 そのことを屋良小学校に報告したいと思っております。小学校でございませうけれども、二百メートル先に嘉手納飛行場があるという重要な場所の小学校でございませうから、ぜひいのおこぼをお約束していただきたいと思っております。そして、また、嘉手納中学校、そこもやっぱり同じようになっておりますので、よろしく願いたい

します。

それからコザのほうへ私は行ってまいりました。コザの中にある越来中学校——その名前は、コザは越来というところだったらしいのですけれども、アメリカ人がコックと言ったのをコザコザと言ったようになって名前がコザ市になったのでございませう。この越来中学校へ行ってまいりました。越来中学校は生徒数が千六百四十四人、先生が七十二人、そして学校内を先生と一語に回って歩きました。教員室がございませう。そして、一番困っていることは、便所が少ない。便所は三カ所ございませう。中学生千六百四十四人に対して便所は三カ所、三カ所のうちの便器は八便器でございませう。特別教室で、理科、音楽室がございませう。ピアノが二台、一般教室の中にピアノを置いて、一般教室をかえて音楽室にしております。図書室がございませう。五月十五日まで本土の輸入することになるのですけれども、定価で本が入ってまいりませう。定価三百円の本は大体三百六十円が入っております。本土の日教組の先生方の好意で越来中学校の場合は定価よりちょっと安く本が入っております。図書室がございませう。それも教室の中に入りました。

沖繩の子供さんが、本がいままで定価どおり買えていない。辞書を持っている子供さんは、国語の辞書にしましても、半数だそうです。もう十五日からは定価どおり入っているのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 定価どおり入っているかどうか私もよく存じませんが、国内ということになったわけでございますから、あるいは多少運賃送料がかさむということはあるかと思っております。大体定価に近い金額で入っているのではないかと

思っています。

○鈴木美枝子君 これは、本だけじゃなくて、全体をとらえないと、本が出てこないと思うのです。ドルを三百五十円で交換している。ドルの生活になつてから十四年間、五八年からドルの生活になつた。一ドル三百六十円の低賃金で働いていた

沖繩の人々のドルを三百五十円で交換しているとなると、定価どおりの本は倍ぐらいになつていっているじゃないでしょうか。そのことについてどう考えますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 本の定価が以前から沖繩では高いことは承知しておりますが、これは輸送関係等もございまして高かったというふうに私も聞いています。これから沖繩になるわけでございます。それから沖繩にしましては、全国、本の定価が特別な関係があつて違うという場合は別でございますけれども、そうでない場合は統一した定価が定められるというところが至当なわけでございますので、私もそういう点については十分注意をいたしまして、出版社等に対しましては適切な指導が行なえればやうに考えておられるところでございます。

○鈴木美枝子君 具体的に本のことはいつごろやっていたらいいですか、たいへん重要なので。

○政府委員(岩間英太郎君) 復帰をいたしました直後でございますので、私も、まだ教育委員会あるいは現地の接触もとれていないような状況でございますが、現地とも十分連絡をとりまして早急に手当てをしたいというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 私の見たところによりますと、十四日、十三日、十二日と、三百五十円にドルがなつたために買いためにほとんどしているようにすけれども、子供のための本を買いだめすることできないわけですね。そして、十五日にドルを交換したわけでございますけれども、沖繩の方たちは本土の人たちよりも低賃金で働いておりました。ドルの十四年間でございまして、五月十五日にいきなり三百五十円で交換されたことは、その比率で本土へドルが入ってきませんか。どのくらい入つてまいりましたでしょうか。まだ一週間ばかりでございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) この点は、ちょっと文部省の所管外でございましてお答えできません

ので、お許しいただきたいと思っております。

○国務大臣(高見三郎君) けさ閣議で御報告がありましたので、私からお答えをしたほうがよろしいかと思っております。

一ドル三百五十円で交換を五月十五日から開始をいたしました。昨日夕方まで打ち切つたのであります。一億三千万ドルと承知をいたしてあります。

○鈴木美枝子君 私は、さっき、便所が少ないということをお話しました。そして、本が定価どおり入っていないと言いました。その全体をとらえるのには、全体のドルの交換がはつきりしてこないと便所もふえないのじゃないかという全体のとらえ方の中のそれをやりたいと思っております。そうして、本土から補助金を出す、あるいは本土並みということばが私は適当じゃないのじゃないかと思つたのですけれども、その点について伺います。

○政府委員(安嶋彌君) 施設の面についてちょっと申し上げたいと思つて、ただいま本土並みということばが適当ではないというお話がございました。これは、先ほどの御説明でも申し上げましたように、補助率につきましては十分の九という高率補助をいたしておるわけでございます。これは冒頭で申し上げました沖繩の施設整備の立ちおくれをこういう形で早急に回復をしたいというところでございます。

それから基準につきましては、これは本土と同様でございますが、ただいま便所のお話が出ておるわけでございますが、確かに、沖繩の公立学校で便所が非常に不足をしておるということは事実でございます。ただ、計数的にそのことは私もはまだ把握はいたしていませんけれども、一般的な傾向としてそういうことだというふうに承知をいたしております。これは、米軍が沖繩の学校施設を整備いたします際に便所を援助の対象外にしたという沿革的な理由があるようでございます。私も、私どもの本土基準にはもちろんそれを本土と同じように含んでおるわけでございます。五カ年計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

計画というところではございますが、早急に本土並

というふうなお話でございましたけれども、そういうことができれば一番よろしいのでございますが、御案内のとおり、沖繩では特殊地帯の問題が非常にむずかしい問題になっておりますので、学校が動かせない、そういうふうな環境がある。その中で子供たちを健全に育てるにはどうしたらいいかという問題は、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。しかし、これは現実の問題として何とか対策を講じなければならぬ。社会教育の面、家庭教育の面、それから特に学校教育の面、この問題につきましては、私ども、何か特別のいい方法がございましたら、これにつきまして全力を注ぎましてその対策をとってまいりたいというふうな考へておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 生徒の数は多いが、高校は足りないようでございます。大体、越来中学から高校へ行く生徒は六〇%、五百人の中で三百六十人です。高等学校が少ないために、試験も自然にむずかしくなる。そうなりますと、教育も中学を卒業するところで終わる生徒が大多数だそうでございます。いままで話した、本が足りない、高いとか、そういう環境の中で高校までも行けない生徒がほとんど、そういうような状態を御報告さしていただきたいと思ひます。

高校生がこのごろたいへん不良化されている。不良化されている大きな原因は、教室の中で社会教育を正しく話そうとしたとしても、その環境を取り除かない限り、先生は毎日毎日それをついていけるような結果を生み出しているのじゃないかと思ひます。そこで、その不良化を防ぐ方法を、何かいい御提案はございませんでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) やはり、基本的には、子供たちにはいい環境を与えるということではないかと思ひます。しかし、その点が一番むずかしい点でございます。いい環境が与えられれば文句はないわけでございますが、ちょうどまだ世の中のことそれから人生のことよくわからない年齢でございます。そういうふうな子供たちに対して悪い環境を与えておきますと、幾ら学

校教育あるいは社会教育で対処いたしましても、なかなかそういう非行化を防ぐ、そういうことがむずかしいということだろと思ひます。したがって、そういうふうな環境を取り除けばよろしいのでございますけれども、それができないという状況にございました場合には、私どもも、それに対して、学校教育、社会教育、家庭教育という面のできるだけの手を尽くさなければいかぬという考へておるわけでございます。しかし、遺憾ながら、そういうふうな環境の中で子供たちが非行に走るといふ方向は、これはなかなか除去はむずかしいと思ひます。率直に申し上げて、しかし、その中で最大の努力を尽くすということが私どもの責任ではないかということでございます。いま、本土におきましてもこういう問題は非常に問題になっております。また、世界的にもこの問題は問題になっていること、御案内のとおりでございます。たいへんむずかしい問題でございますが、私どもも鋭意その対策につきましましては努力をしたいというふうな考へておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 世界的な問題と特に沖繩は違ふ。基地があるのじゃなくて、基地の中の学校です。二百メートル、百メートルのところに網の張られたコザの場合は防音のことはあまり聞きませんでしけれども、売春なんかいままもって祖國復帰したとしても同じことであつたということですね。そして、コザの防音のないようなところに、アメリカの子供さんの行く学校が三つございまして、それは、建物のすばらしい学校でございます。子供は、そこを通りながら、その学校をうらやみながら学校へ通つていられると思ひます。そして、基地の網の中にプールもございまして、子供さんが泳いでいるのをまのあたりに見ながら歩いていく。

それで、先生から、不良化を防げるということばむずかしいでしょうけれども、基地の中に、網の中に、アメリカの子供さんがプールがあり芝生があるところで楽しく過ごしているのをこちら側

で見ながら、せめてつくつていただきたいものを五つばかり言われてまいりました。コザの越来中学校のそば——中学校が三つございましてけれども、その付近に街灯をつけてくださいという、こういうやさやかなことを言つていました。町はネオンがありますから明るいのですけれども、学校の隣は街灯もございません、畑は。それから國語の辞書を提供してくれと。無料で提供する気はございませんか。

○政府委員(岩間英太郎君) いま、國語の辞書とおっしゃいましたけれども、これは全部の子供に提供するというところでございましたら、いまのところ私どもはそういう用意はございません。ただ、家庭の貧しい子供たちに対しては、学用品等の供与をやるといふことにはしてあります。本土と比べまして貧困家庭がどの程度あるかわかりませんが、大体本土と平均しますと一〇%程度、そういう子供たちに対しては学用品等を供与できるようにいたしておるわけでございます。そういう方法で、貧困な家庭の子供につきましましては、先生がたまたまおっしゃいましたような辞書の提供ということにつきまして私ども努力したいというふうな考へております。

○鈴木美枝子君 國語の辞書を持っていない生徒が半数いるそうでございますから、その半数の人たちは貧しい方たちだと思ひますので、無料で提供していただきたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) そういう条件にかかつております家庭の子供に対しては、そういうふうなことを考へております。

○鈴木美枝子君 ありがたうございました。よろしくお願ひいたします。

それから公園をつくつてもらいたい。畑はございませうけれども、基地の中のアメリカの子供さんの遊んでいる公園を見て毎日を通じておりますから、公園の中にプールをつくつていただきたいという要求がございませう。基地をなくしていただきたいのですけれども、早急にこちらのほうもつ

くつていただきたいということは、せめて子供さんたちにそういう差別を毎日毎日見せつけられないで、教室の中で先生が社会教育のための話ができればいいのですけれども、できる立場をつくつてくれというところでございました。生まれたときからそういう環境に育つて、子供さんはそれがあたりまえだと思つていられるようでございます。それをどうにかしていままでも日本の教育をやつてきたのだから、本土の子供と同じようにしていただきたいという希望が本土並みだと私は思ひます。そういうだけでございます。

○政府委員(安嶋彌君) 公園の話でございますが、都市公園の整備は、御承知のとおり、これは建設省の所管でございます。児童遊園の所管は、御承知のとおり、厚生省の所管でございますが、それぞれ関係の部局に對していただいませうとお話を伝えるようにいたしたいと思ひます。

なお、プールにつきましては、本年度体育局の子算といたしまして、小中学校等につきましましては、本年度初めて五カ所、学校プールでございませうけれども、整備をする予算がついておりませう。高等学校につきましましては、わずかでございませうが、一カ所の予算がついております。今後当然これは拡充されていかなるべきと思ひます。

○鈴木美枝子君 今後しかるべく行なわれるのがあたりまえだといふ言ひ方、そして公園は文部省の管轄じゃないといふ言ひ方におっしゃるのですけれども、文部省のほうから強くおっしゃるということも、教育という人間をつくり出す総合的な問題に管轄を別にするという言ひ方に対して、沖繩の人を見ていると、そういう言ひ方は私はものすごくいやだと思ひますね。つまり、サンフランシスコ条約でどうしたかということ私たちはよく知つております。それを原点にして、今日の沖繩の子供さんが、中学生、小学生は、生まれたときからそういう環境の中において、おとながどうしたかということ知らないわけでございます。教育というたてまえからいいますと、どこどこがやるから済まされるという問題ではないと思ひます。

です。いまのおっしゃり方を訂正していただきたく
と思います。

○政府委員(安嶋彌君) 私の表現が適切でなかつたかと思いますが、私は、決して沖繩のそういう実情を理解しない、そういう必要性を理解しないということでは絶対にございません。ただ、役所の所管といたしましてはそれぞれの省がそうした仕事を担当しているわけでございますから、それに十分お伝えをしたいということをお願いしては先生と私は全く変わっていないつもりでございます。ただ、これは、文部省の局長といたしまして、さようにいたしますというふうにはこれはちょっと立場上お答えいたしかねるものでございますから、そのように申し上げたわけでございまして、十分関係の省には先生から強いそういう御要望があったと、文部省としても当然そうしていただきたいということをお願い添えて連絡をいたしたいと思っております。

○鈴木美枝子君 どうもありがとうございます。その関係が横の線に並んでいるのじゃなくて、教育を柱にしたところで強く要望——要望じゃなくて、要望は望むほうですから、望むのじゃなくて、要求を、子供さんが未来の日本をつくっていくのですから、そういう意味で、要望でなくて、要求をしてください。どうもありがとうございます。

どうぞ、大臣も、当初にお約束いただきました沖繩の小学校、中学校へ一週お行っていたいだきたいと思います。そして、沖繩の越来中学校の便所へお入りになっていただきたいと思っております。よろしく願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長(大松博文君) 他に御発言がなければ、本法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

五月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(第一七二八号)(第一七三二号)(第一七三八号)(第一七四四号)(第一七四五号)(第一七四七号)(第一七六〇号)(第一七六二号)(第一七六七号)(第一七七八号)(第一七九〇号)(第一七九四号)(第一七九九号)
- 一、私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(第一七四八号)(第一七六三三号)
- 一、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願(第一七五〇号)(第一七八五号)
- 一、女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願(第一七九一号)

第一七二八号 昭和四十七年五月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県新城市野野字原川八 加藤 国男外十九名
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七三二号 昭和四十七年五月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 名古屋市瑞穂区津賀田町二ノ七七 米倉松一外四十一名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 愛知県岡崎市鴨田町字山の坊三二 中泉五男外三十名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四四号 昭和四十七年五月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 名古屋北区黒川本通二ノ四〇員 沼方 池上栄子外六十二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四五号 昭和四十七年五月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 愛知県北設楽郡稲武町黒田西畑二 七五 小瀬垣義周外二十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四七号 昭和四十七年五月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県岡崎市西本郷町字和志山一 〇八 木村久子外三十名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六〇号 昭和四十七年五月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 名古屋北区下飯田町一ノ三〇 佐藤八重外五十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六一号 昭和四十七年五月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県西春日井郡新川町東町五五 一 水島時子外百名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十七年五月十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県豊橋市住吉町一〇六 林久 外五名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六八号 昭和四十七年五月十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市賀茂町宗末 石田志 づ外四十一名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七七九号 昭和四十七年五月十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(六通)

請願者 名古屋市中区和区天白町島田黒石 三、七八八ノ八六 岡田健一外百二十五名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七八〇号 昭和四十七年五月十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(七通)

請願者 富山県高岡市五福町八ノ二六 脇 坂総一郎外百四十六名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九三号 昭和四十七年五月十一日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市北区下飯田町一ノ三〇

佐藤八重外三十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九四号 昭和四十七年五月十一日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 愛知県額田郡幸田町大字深溝字地

中田八 三浦ユキ外三十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九九号 昭和四十七年五月十一日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県岡崎市大平町瓦屋前 内田

義美外百四十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四八号 昭和四十七年五月八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 福島県郡山市富田町字諏訪内二

五 橋本郁子外九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第一七六三号 昭和四十七年五月九日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨蓼倉町六〇 中

島清美外九百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第一七五〇号 昭和四十七年五月八日受理

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願

請願者 広島県福山市水呑町三四五 小林

達治外八十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一七八五号 昭和四十七年五月十日受理

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願

請願者 広島県大竹市玖波三ノ一四ノ一

一 浜田弘外百十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一七九一号 昭和四十七年五月十一日受理

女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願(十一通)

請願者 佐賀県武雄市朝日町高橋 山崎美

津子外二万五千七十名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三号中正誤

六段 行 誤

四 二から七 調査費

九 四 二四 いろいろ指摘

一〇 二 一〇 よりますして

正

調査費を

いろいろ指摘

よりまして

昭和四十七年六月八日印刷

昭和四十七年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局